

諫早市広告掲載事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広告媒体への民間企業等の広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる媒体（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の広報印刷物

(2) 市のホームページ

(3) 前2号に定めるもののほか、広告媒体として活用することができる市有財産（物品を含む。）であって市長が認めるもの

2 前項各号に掲げる広告媒体に掲載する広告の規格、掲載方法、掲載料及び選定基準その他必要な事項は、別に定める。

(掲載しない広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

(1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあると認められるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあると認められるもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの

(4) 政治性があると認められるもの

(5) 宗教性があると認められるもの

(6) 社会問題についての主義又は主張に該当すると認められるもの

(7) 美観又は風致を損なうおそれがあると認められるもの

(8) 市民に不快の念又は危害を与えるおそれがあると認められるもの

(9) 前各号に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告として

不適當であると認められるもの

(諫早市広告審査会)

第4条 広告媒体への広告の掲載について適正を期し、広告掲載事務を円滑に行うため、諫早市広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、総務部総務課長、総務部秘書広報課長及び財務部契約管財課長で構成する。

3 審査会は、必要に応じ総務部秘書広報課長が招集する。

(所掌事務)

第5条 審査会は、次の事項について審議する。

(1) 第2条第2項に規定する事項

(2) 第3条各号の規定の適用に関する事項

(3) 前2号に定めるもののほか、広告媒体への広告の掲載に関し必要と認められる事項

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務部秘書広報課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。